



平成 24 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 日本エスコン
代表者名 代表取締役社長 伊 藤 貴 俊
(J A S D A Q ・ コード 8892)
問合せ先 取 締 役 明 石 啓 子
電 話 06-6223-8055

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社の社内取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、並びに新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することについて、その承認を求める議案を、平成 24 年 3 月 28 日開催予定の当社第 17 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、当社取締役に対してストックオプションとして新株予約権を無償で付与することは、会社法第 361 条第 1 項の報酬等に該当いたしますところ、当社の取締役の報酬等の額は、平成 18 年 3 月 24 日開催の当社第 11 回定時株主総会において、年額 400 百万円以内とする旨承認され現在に至っております。上記の議案は、かかる報酬等の額の範囲内で付与する新株予約権の内容についても、併せて承認を求めるものであります。

記

I. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

今後の当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、更なる収益力の回復と企業価値の向上を図ることを目的として、当社の社内取締役及び従業員に対し新株予約権を発行するものであります。

II. 株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限その他の事項

1. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記 3 に定める内容の新株予約権 9,000 個を上限とし、そのうち当社社内取締役に付与する新株予約権は 5,000 個を上限とする。

なお、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 9,000 株を上限とし、そのうち当社社内取締役が交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 5,000 株を上限とする。下記 3（1）により対象株式数（以下に定義される。）が調整された場合は、調整後対象株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

2. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の払込金額

新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

3. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、その数（以下「対象株式数」という。）は、1株とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整する必要がある場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、本新株予約権の割当日後に、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後に、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社の保有する普通株式に係る自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「株式発行前の時価」を「処分前の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

また、新株予約権の割当日後に、当社が、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、会社分割を行う場合、又は他社との株式交換により株式交換完全親会社となる場合、その他行使価額を調整する必要が生じた場合にも、当社は必要かつ合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間（権利行使期間）

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から2年を経過する日までとする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が定年により退職した場合、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続は認めないものとする。
- ③その他の権利行使の条件は、平成24年3月28日開催の当社第17回定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の取得条項

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が、当社株主総会で承認された場合（株主総会による承認が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、新株予約権者が（4）に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合又は新株予約権の全部若しくは一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただし、この取得処理については、権利行使期間が終了した後一括して行うことができるものとする。

(8) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定める場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（１）の定めに準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（２）に定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記（３）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（３）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

上記（５）に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得条項

上記（７）に準じて決定する。

（９）新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に、１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

上記の内容については、平成 24 年 3 月 28 日開催予定の当社第 17 回定時株主総会において、承認可決されることを条件といたします。

以 上